地域活性化企業人の派遣・受入れに関する協定書（案）

　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と甲州市（以下「乙」という。）とは、甲州市企業派遣型地域活性化企業人制度実施要綱（令和６年６月２８日、告示第１２０号）に基づく地域活性化企業人（以下「企業人」という。）の派遣及び受入れについて、同要綱第３条の規定に基づき次の通り協定（以下「本協定」という。）する。

（職員の派遣）

第１条　甲は、甲の社員　〇〇　〇〇　（以下「派遣職員」という。）を甲の社員としての身分を保有したまま乙に派遣する。なお、甲及び乙は、本協定における「派遣」という用語が、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法理」（〇〇年法律第〇〇号）における「労働者派遣」を意味するものではなく、人を送り遣わすことを意味する一般用語であることを確認する。

２　派遣職員の派遣期間は、令和〇〇年〇〇月○〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、甲乙協議の上、その期間を更新し、又は短縮することができるものとし、通算派遣期間は３年間を上限とする。

３　乙は、派遣職員を甲州市〇〇課・〇〇担当（以下「担当部署」という。）に企業人として配属するものとする。

（業務）

第２条　企業人は、甲州市において配属された担当部署において、特に次に掲げる業務を主たる業務としてその業務に従事するものとする。

　（１）〇〇〇〇〇

　（２）〇〇〇〇〇

　（３）〇〇〇〇〇

２　企業人は、前項に定める主たる業務を遂行するにあたっては、業務計画書を作成し乙の承認を得なければならない。

３　前項の業務計画書を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

（就業条件）

第３条　企業人の就業期間中の服務、勤務時間、休日及び職場規律及び秩序維持並びに労働安全衛生については、乙の関係規定を適用するものとする。

２　企業人は、担当業務を遂行するにあたり、乙の承諾を得た上で、乙の事務室及び設備等を使用することができるものとする。

（社会保険等）

第４条　企業人は、派遣期間中も甲の社員として加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険等を継続し、甲の責任においてその被保険者資格を有するものとする。

（休暇）

第５条　企業人の休暇については、甲の規定に従うものとする。

２　乙は、前項による企業人の休暇について、甲がする企業人への休暇の取得の許可について、企業人に対し確認することができるものとする。

（給与等の支給等）

第６条　企業人に対する給料、賞与、通勤費、交通費、時間外勤務手当、その他の諸手当等は、甲の関係規定により、甲が甲所定の方法を以て直接に企業人に支給するものとする。

２　前項の規定に関わらず、企業人の乙の用務に係る旅費相当額は、乙の条例、規則等に従い乙が企業人に直接に支給するものとする。

３　乙は、甲が企業人に支給する手当等の額の算定に必要な企業人の勤務実績等の情報について、毎月〇日までに、前月分について甲に報告するものとする。

（負担金）

第７条　乙は、甲が企業人に第６条の規定による給与等を支給することに対し、甲の請求に応じて負担金を支払うものとする。

２　前項の負担金の額は、年額〇〇〇〇万円を上限とする。ただし、１年に満たない期間に対する負担金の額については、月額〇〇〇〇円と日額〇〇〇〇円を上限に、甲乙が協議した額を負担金とするものとする。

３　前2項の負担金の支払い方法は、年額にあっては9月末及び3月末を基準に計算した額について甲が乙に請求書を提出し、乙は請求日の翌月末日までに支払うものとする。

（福利厚生）

第８条　企業人は、甲の福利厚生施設及び福利厚生制度のうち、甲が認めるものについて引き続き利用できるものとし、これに係る費用は、甲が負担するものとする。

（災害補償）

第９条　企業人がその業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償は、甲の規定に基づき甲において処理するものとする。

（定期健康診断）

第１０条　企業人に対する定期健康診断は、甲の規定により甲において行うものとする。

（信用失墜行為の禁止）

第１１条　企業人は、乙の業務が公務であることを認識するとともに、その職の信用を傷つけ、又は名誉を傷つける行為をしないよう努めなければならない。

（守秘義務）

第１２条　企業人は、乙の承諾なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　企業人は、乙の承諾なく職務上知り得た秘密を第２条の業務以外の目的に使用してはならない。

（分限及び懲戒）

第１３条　企業人の活動期間中における分限処分及び懲戒処分については、甲乙協議してこれを行うものとする。

（実績報告）

第１４条　企業人は、その活動期間中において翌月５営業日までに前月の業務の実施状況及び成果等を、書面により乙に報告（以下「月次報告」）しなければならない。

２　乙は、月次報告の内容を確認し、その内容に疑義等がある場合には企業人に追加の説明等を求めるものとし、企業人はこれに応えなければならない。

３　企業人は、全ての活動を終えたとき（業務を中止し、又は廃止した時を含む。）は、業務の成果を記載した業務完了報告書及びその成果品等（以下「完了報告書等」という。）を乙に提出するものとする。

４　乙は、前項の完了報告書等の提出を受けた場合は、その受理の日から１０日以内に検査を行わなければならない。この場合において、適当と認められたときは、当該成果品の引き渡しを受けるものとする。ただし、検査の結果不適当と認められたときは、企業人に修正等を命じることができるものとする。

５　乙は、企業人の完了報告書等について、一般に公開することができるものとする。

（著作権）

第１５条　業務の過程において企業人が作成した資料等について、その著作権は乙に帰属するものとする。ただし、甲が従前より有する著作権等及び甲乙が別途合意の上で定めた著作権は甲に留保される。

（損害賠償）

第１６条　企業人が故意又は重大な過失により乙又は第三者若しくはその両方に損害を与えたときは、甲は乙又第三者若しくはその両方の被った損害を賠償するものとする。

２　前項において、甲が第三者にその損害を賠償する以前に乙が当該第三者に対し賠償をしている場合にあっては、乙は甲に対しその賠償の同額を求償できるものとする。

（活動期間の延長）

第１７条　甲と乙は、企業人の活動期間満了の２月まえまでに、その活動期間の延長について協議するものとする。

（協定の解除）

第１８条　甲又は乙は、相手方が本協定の各条項に違反したときは、相当の期間を定めてその改善を促し、その期間内に改善がないときは、この協定を解除することができるものとする。

２　甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの協定を解除することができるものとする。

　（１）本協定を履行することができないことが明らかと認められるとき

　（２）本協定の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

　（３）前２号に掲げる場合のほか、本協定の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

３　乙は、前２項の規定によりこの協定を解除した場合の負担金については、企業人が遂行した業務に対する相応の金額を提示し、甲乙協議の上で支払うものとする。

（関係書類の整備保存）

第１９条　甲は、本業務に係る書類について、本協定が終了した日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、保存期間中に本件が監査、検査、訴訟等の対象となった場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了した日が属する年度の終了後５年間を保存期間とする。

（有効期間）

第２０条　本協定の有効期間は、協定の締結の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、第１条第２項の規定によりその期間を延長又は短縮した場合は、その更新した期間の終了日までとする。

（その他）

第２１条　企業人の派遣及び受入れを継続しがたい事由が生じた場合、及び本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

　この協定書は、協定のあかしとして本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

　令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲　〇〇〇〇

　　〇〇〇〇

　　〇〇〇〇

乙　山梨県甲州市塩山上於曽１０８５番地１

　　甲州市

　　市長　鈴木　幹夫